# 令和6年度富山県医学生等修学資金貸与生

# (獣医学生関係) 募集要領

「富山県医学生等修学資金貸与条例」の規定に基づき、次のとおり令和6年度 貸与生を募集します。

# 1 修学資金貸与制度の概要

# (1) 貸与の目的

富山県内の厚生センター、家畜保健衛生所その他の行政機関(以下「厚生センター等」という。)に勤務する獣医師である職員の確保を図ることを目的とする。

# (2) 貸与対象者

次のいずれかに該当する者であって、将来、富山県内の厚生センター 等に勤務しようとする者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)の学生であって、獣医学を専攻する者(教養課程在籍者を含む。以下同じ。)

イ 学校教育法に規定する大学院(以下「大学院」という。)の学生 であって、獣医学を専攻する者

## (3) 貸与の方法

貸与開始の月から、大学を卒業又は大学院の課程を修了する日の属する月まで、無利子で月額40,00円を貸与する。

#### (4) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合には、申請により返還を猶予する。

ア 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した後、獣医師の免許を取得するまでの期間(2年を限度とする。)

イ 免許を取得した後、直ちに厚生センター等の職員となったときは、 その在職する期間

ウ 獣医師の免許を取得し、又は大学院の課程を修了した後、引き続き 臨床研修を行う場合は、その臨床研修期間(2年を限度とする。)

#### (5) 返還の免除

次の場合には、申請により返還を免除する。

獣医師の免許を取得した後、直ちに厚生センター等の職員として勤務 し、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を在職した 場合

なお、上記期間に達しない場合でも厚生センター等に3年以上勤務した場合は、修学資金の一部の返還を免除する。

## (6) 返還

次のいずれかに該当する場合には、修学資金を返還しなければならない。 ア 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日から2年以内に獣医 師の免許を取得しなかった場合

イ 獣医師免許の取得又は大学院の課程の修了の後、直ちに厚生センター等の職員とならなかった場合(県職員採用試験において、不合格となった場合を含む。)

ウ 厚生センター等の職員でなくなったとき

# 2 申請書類の提出

(1) 申請書及び添付書類

ア 修学資金貸与申請書(様式第1号)

- \*「予定連帯保証人」は、2名とし、そのうち1名は親族、原則1名 は富山県内に住所を有する者とする。
- \*富山県外出身者で、県内に「予定連帯保証人」に適当な者がいない 場合は、県外に住所を有する者とする。
- イ 令和6年4月現在、在学している大学長又は学部長の推薦書 (様式 第2号)
- ウ 学業成績証明書 (1年生は最終学歴の学校の発行するもの、2年生 以上は在学している大学の発行するもの。)
- 工 面接票

#### (2) 提出期限

令和6年12月13日(金)必着

## 3 貸与生の決定

書類の審査及び面接(令和6年12月下旬~令和7年1月上旬実施予定。書類審査の後、申請者に連絡する。)による選考のうえ、決定する。

### 4 書類送付先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部生活衛生課

TEL. 076-431-4111 (内線2746) 076-444-3230 (直通)